総長解任取消訴訟と情報公開訴訟の到達点

ー提訴から２年を経てー

２０２２年１２月１８日
前北大総長　名和　豊春

１　総長解任と情報開示請求・訴訟の経過

２０１７年　４月　　北大総長に就任（任期は６年／２０２３年３月まで）

２０１８年　９月２９日　総長選考会議議長ら３名による辞任要求。

１１月　６日　平成３０年度臨時第１回総長選考会議、弁護士３名の調査委員会設置。

１２日　総長に調査開始の通知をし、聴取への協力を求める。総長は協力すると回答。

１２月　３日から翌年１月２２日にかけて
調査委員会、大学職員等３４名を対象にヒアリング実施。

２０１９年　２月　６日　報告書提出（非違行為３４件：日常的なハラスメント２３件，信用失墜行為２件，大学代表者及び研究者としての問題行為３件，その他資質を疑われる行為６件）

２月２６日　総長代理人、要請書で、調査報告書添付書類の謄写及び音声データの複製、閲覧期間の大幅延長を要求。これに対して北大は、「書類等を正当な権利行使以外の目的に使用いたしません」「取得した情報を第三者に開示いたしません」等の、同意不可能な誓約書の提出を求める。

３月　１日　北大より同日付で回答あり。主要な証拠の多くは閲覧を認めるが謄写は認めない、録音データは一切複製認めない。結局、代理人の閲覧に止まる。

３月２７日　代理人、文科大臣に北大への指導監督措置を求める。

５月２１日　総長選考会議で本人と代理人の意見陳述。

６月２１日　総長選考会議で本人への事情聴取。

７月　４日　令和元年度臨時第７回総長選考会議（最終。９回目）。
「ハラスメントに該当するかどうかではなく、主に、総長として適切といえる行動であったかについて確認」したもの２２件、信用失墜行為２件、大学代表者及び研究者としての問題行為３件、その他資質を疑われる行為３件の合計３０件を認定。

７月１０日　文部科学大臣に総長解任を申し出る。
マスコミは、「北大の学長選考会議が、名和豊春学長による北大職員へのパワーハラスメントを認定した」と報道。
北大は、学内にもマスコミにも説明会見せず。

２０２０年　３月１６日　文科省、本人に対する聴聞を実施。

６月２６日　文科省、２８件を認定（ハラスメント１８件、信用失墜行為２件、大学代表者及び研究者としての問題行為３件、その他資質を疑われる行為５件）。

６月３０日　解任を通知。文科省記者会見。

９月１７日　北大に法人情報開示請求（議事録、弁護士契約等）。

９月１８日　北大に、５点について個人情報開示請求。

１１月１３日　北大、開示決定（１のハラスメントは存否応答拒否で不開示、２の公益通報、３の研究不正、４の監査は不存在。５の調査委員会資料は開示決定延期）。

１２月１０日　個人情報不開示処分（ハラスメント）取消訴訟①を提起。
解任取消訴訟を提起。

１２月１５日　個人情報開示請求の５について全部不開示決定。
法人情報（弁護士契約）開示請求について不開示決定。

２０２１年　１月２２日　個人情報不開示処分（調査委員会資料）取消訴訟②を提起。

３月１２日　法人情報不開示決定に対して審査請求を行なう。

３月１５日　北大、ハラスメント不開示処分を取り消し、不存在を理由とする新たな不開示決定。

４月　９日　第２回弁論で①訴訟を取下げ、勝利解決。

６月１４日　解任取消訴訟の第２回弁論。北大と国が、反論書面及び書証を提出。

７月　６日　北大、調査委員会資料不開示処分を取り消し、部分開示決定を行なう。しかし、実質的に全面不開示と同じ。

９月１７日　第２回弁論で②訴訟を取下げ、勝利解決。
新たな不開示決定に対して損害賠償請求を加えて取消訴訟③を提起。

１１月１０日　解任取消訴訟の第３回弁論。非行為に関する原告の反論を行なう。手続的瑕疵の主張書面は次回提出とし、総長選考会議の議事要旨等を証拠提出した。

２０２２年　２月２４日　取消訴訟③の第２回弁論。一覧表４８頁の分量であるが、２０２１年７月６日に北大が行なった不開示決定の理由をなぞるだけのもの。これに対して、原告代理人は、本訴訟の内容と意義について意見陳述し、次回期日（５月 26 日）までに反論書面を提出することになった。

３月　９日　解任取消訴訟の第４回口頭弁論。原告、北大、国は準備書面を提出した。

５月１１日　解任取消訴訟の第５回口頭弁論。北大は、７月１１日までに争点整理表への記載を行なう。

５月２６日　取消訴訟③の第３回口頭弁論。原告より、４月２８日付け準備書面が提出され、陳述した。さらに次回までに、被告の準備書面の別紙一覧表記載の事実に対する反論の準備書面を提出することになった。

７月２０日　解任取消訴訟の第６回口頭弁論。国は争点整理表への記載を行なう。原告は９月２８日までに主張の補充及び立証計画についての整理を行なう。

７月２１日　取消訴訟③の第４回口頭弁論。原告より７月 14 日付け準備書面が提出され、陳述した。非開示事由ごとの双方の主張整理の作業として、被告が、原告の主張に対する反論を記載した書面を１０月４日までに提出することになった。

１０月５日　解任取消訴訟の第７回口頭弁論。原告は主張の補充を行なう。原告は、総長選考会議による解任手続の違法性について、従前の主張の補充と併せて新たな主張（書証の追加提出も服務）を行なう。原告及び北大は、争点整理表の加筆修正を行なう。

１０月５日　解任取消訴訟の第５回進行協議。原告は、９月２７日付けで「立証計画に関　する意見書」を提出した。原告は、令和５年１月１０日までに、人証申請（必要性を含めて）を行なう。裁判所は、録音テープのあるものについては証人申請不要との基本認識を開示し、 採用する証人を絞り込む考えであることが明らかになった。

他方で、個々の「非違行為」の立証とは別に、「総長不適任」との判断基準や審理手続の適正等に関する証人の申請が検討されることになる。

１０月１５日　取消訴訟③の第５回口頭弁論。被告が準備書面を提出し、陳述した。原告が、被告準備書面（３）別紙一覧表に対応する形式で記載した書面及び知見文献等の書証を、１２月８日までに提出することになった。

１２月１３日　取消訴訟③の第６回口頭弁論。

２０２３年　　１月１１日　解任取消訴訟の第８回口頭弁論。

２　解任劇始まりへの疑問

【原告の主張（訴状）】

２０１８（平成３０）年９月２９日に、事前の面会予約もなく、総長選考会議の石山議長及び横山議長代行、被告北大の顧問弁護士齋藤隆広が総長室を訪れた。そして、齋藤弁護士は原告に原告のパワハラに関する公益通報を自分が阻止しているとしたうえで、すぐに総長を辞めるよう迫った。また、石山議長及び横山議長代行はパワハラに関する録音テープが存在す

ると言い、総長の辞任を求めた。これに対し、原告にはパワハラについて身に覚えがないため、総長の辞任を拒否した。

【北大の主張（準備書面⑴）】

同日、総長室を訪れたことは認め、その余は否認する。

齋藤弁護士らは原告に対して、被告北大の職員らから録音記録を含む原告が不適切な言動や行動に及んだことを裏付ける資料を受領しており、その内容は到底容認できるものではなく、進退について検討するように伝えたところ、原告はそのような事実はないと回答し、その場では辞任を拒否した。」

⑷　小括と疑問

⑴　議長らは、「証拠資料」を受領する前に、かつ、選考会議の審議と決定もなく辞任要求したことになる。

⑵　そもそも総長選考会議は、総長に辞任要求できるのか？（規程９⑵）

⑶　齋藤隆弘弁護士は、どういう資格と権限で辞任要求に加わったのか？

３　調査委員会設置の疑問

⑴　仮に非違行為や不適切行為あればその是正が図られるべき

北大も国も大学の自治を認める（第１準備書面）。そうであれば大学諸規程に基づく解決がなされるべき。北大はなぜそうしなかったのか。

■　ハラスメント、研究不正、公益通報などいずれも、然るべき窓口で、専門的知見や経験を備えた組織的対応がなされ、申告者の保護も定めている。調査に必要であれば弁護士等の外部に付託する手続もある。

しかし、情報公開訴訟でいずれもなされていないことが確定。

・　ハラスメント防止規定基づく被害申告や事実調査、措置

・　公益通報の処理及び公益通報者の保護に関する規程に基づく通報と措置

・　研究活動上の不正行為に関する規程に基づく告発の存否
・　監査で、不正行為及び法令等に違反する事実、あるいはその疑いに基づいて書面監査、実地監査その他の監査を行なったか否か

■　総長の業務の執行について、問題があれば、その内容に応じ各機関で問題にされ、是正されるべきであるが、一切なされていない。
・　役員会（組織規範第９条）　本学に関する重要事項を審議
・　経営協議会（同１１条）　本学の経営に関する重要事項を審議
・　教育研究評議会（同１１条）本学の教育研究に関する重要事項を審議

⑵　齋藤弁護士の資格と権限

弁護士齋藤が、教職員から報告を受け、１０月２２日付けで副学長・理事３名に報告したのはどういう資格と権限に基づくのか。

⑶　調査委員会の設置と委員構成、活動実態の適法性

■　総長選考会議規程第１８条の２第 2 項は、「調査委員会は，学外の有識者を含む委員で組織する。」と規定され、学内の者と外部の有識者の委員の両者で構成されなければならない。
⇒　外部委員のみの委員構成が適法か。

■　３人の弁護士をどのように選考したのか（実績、適任性など）。
吉川武弁護士（委員長）／山本隆行弁護士／川村明伸弁護士

■　３人の弁護士に何の調査を求めたのか、どういう調査をしたのか

■　総長選考会議は、平成３０年１１月月１２日付「調査開始の通知」で「今後、名和氏に対して、同調査委員会から事実確認のための聞き取り調査を行いますので、ご対応願います」と通知したが、事情聴取は行われず。

４　情報公開・第３次訴訟を提起した理由

１　実質的に全部不開示に等しいこと

①　事案資料７は「録音反訳」だが、１０頁のうち開示されたのは、年度（月日は不開示）と原告名、原告のメールアドレス、被告名とその住所だけ。５頁目以降は、行の頭に付された「・」まで■で黒塗りにされている。月日も場所も話の内容も何一つ分からず、実質は「全部不開示」と同じ。

②　事案資料９は、１３頁あるうち相当部分が開示された。しかし、開示された文書は、航空チケット控や羽田空港ターミナルの平面図などで、そもそも不開示とされるべき個人識別情報にも法人等情報にも事務事業等情報にも該当しない。被告が、違法を承知で初めから丸ごと不開示にした。

③　ヒヤリング記録１（全部で４８頁）も、全部が不開示で、いつ、誰に対して、何を聴取したか、内容が全く分からない。

　ところが、同記録は、被告が解任処分取消訴訟で丙第１号証１～４４頁として黒塗りなく提出している。閲覧制限（民事訴訟法９２条１項）の申立てをすることもなく、公開されている。

　しかも、訴訟丙第１号証では４４頁だが、今回の情報開示では４８頁あり、その違いは情報開示の４４～４７頁にある。同頁は、その様式から時系列に事実を整理した一覧表であり、ヒヤリングと一体の資料である。

　これは、被告が一部を抜いて証拠にしたことを意味し、「法人文書」の開示や利用をご都合主義的に行なっていることを示す。

２　本件取消処分及び本件不開示処分による不法行為

　これにより、北大は、本件不開示処分を形式的にリセットすることで原告の「訴えの利益」を失わせ、前不開示処分取消訴訟の遂行を頓挫させる。

　今回のような、形式的な取消と新たな開示決定（部分開示の名で実質不開

示）を繰り返すことがまかりとおるならば、請求者は、司法判断の土俵を外されたうえ、さらなる裁判の負担を考えると、再び提訴することはできない。

他方で、北大は、最初の不開示処分を実質的に維持でき、請求者に対して、北大の開示決定に異議を申し立てても無駄だと思わせる「みせしめ」の効果が得られる。

憲法１３条が保障する人格権の中に、個人情報保護法等で具体化されている、自己情報コントロール権も含まれる。法人によって収集・管理・利用・提供されている自己の情報について、その内容（存否、正確性）を確認し（法６条）、アクセスし、開示・訂正・抹消等（法２７条）のほか、自らの権利実現のために利用できる。この権利が故意又は重大な不注意によって侵害された。

5　解任手続の瑕疵－「大学の自治」を問う

1　２つの側面から検討

⑴　総長選考会議それ自体における「不利益処分」の適正手続違背

－　総長選考会議の解任手続における弁護団が主張していた

⑵　大学の自治（国立大学法人法、北大の学内諸規定の解釈適用）の立場から総長選考会議のとった超然主義、秘密主義による解任強行の違法性

－　本訴訟における新たな主張

2　総長選考会議議事要旨から浮かび上がる事実

⑴　平成３０年１０月２３日、５名の理事（総長を除く役員会メンバー全員）が連名で石山議長宛に「名和豊春総長の非違行為に係る証拠資料」を提出し、１１月６日の会議で各委員に資料が配布し、概要説明等をし、解任手続が始まっている。

この「証拠資料」は、齋藤隆弘弁護士が、前日１０月２２日に長谷川晃、西井準治、皆川一志の理事・副学長３名に提出したもの。

しかし、皆川理事・副学長は「文科省における事実確認」の⑶⑹の事案の被害者、西井理事・副学長は同じく⑷⒀の事案の被害者である。

⑵　笠原、長谷川、西井の３理事は、オブザーバーとして、調査委員会の報告書が提出され説明された臨時第２回会議まで出席し、その後、原告の事情聴取の時など約１年半出席せず、解任決議後の会議から再び３人揃って参加している。

被害者が、自らを被害者とする「証拠資料」の提出を受け、それを総長選考会議に提出し、調査委員会の調査を受け、報告書の提出と説明がなされた選考会議まで出席していた。かかる調査及び審理が、適正手続に則る公正なものとは到底考えられない。

⑶ 齋藤弁護士が１０月２２日に理事・副学長３名宛に提出した「証拠資料」によって、北大の執行部は、組織運営を著しく困難ならしめる事態の存在を知ったのだから、学内諸規程に基づく調査と迅速な解決が求められる。

⑷ 総長選考会議は、本件解任に係る審議を全て臨時会議（合計９回）で行い、会議の議題どころか、開催の事実すら大学内に明らかにしないという、徹底した秘密主義を貫いた。

いったい誰が、いかなる目的で、なぜ学内諸規程を無視し、総長選考会議の独断（権限を集中させて）で進めたのか。

資料出典元：

[1] 総長解任取消訴訟と情報公開訴訟の到達点－提訴から１年を経て－２０２１年１２月７日 北大総長解任処分取消等請求訴訟弁護団 弁護士　佐藤博文

[2] 北大クライシスを憂う会 https://hokudai.nemiminimizu.com/

なお、解任事件の発端の詳細は以下の参考文献や HP を参照されたい。

参考資料

[1] 山田寿彦「大学解体」北海道大学総長解任の真実 『月刊『紙の爆弾』2020 年 10 月号』

[2] 北大クライシスの会

https://www.youtube.com/channel/UCnt8mn_FprBS7tKgul2PdCw